

## 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」について (昭和 50 年制定)

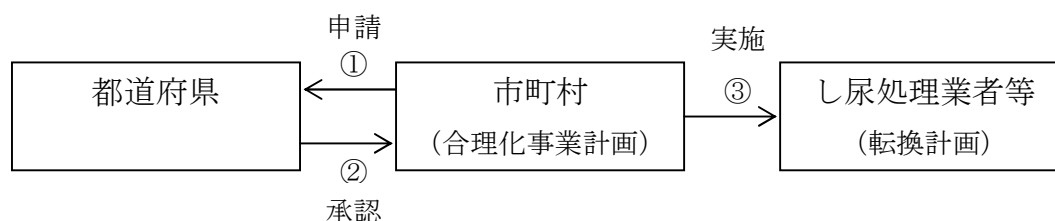
### 1 制定の趣旨

- ・ 下水道の整備等により、市町村から委託を受けてし尿処理を業とする者及び市町村の許可を受けて浄化槽の清掃を業とする者が、その事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じています。
- ・ これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、事業そのものの転換、廃止等も容易ではない状況です。
- ・ し尿の処理及び浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、下水道の終末処理施設によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない状況です。
- ・ このような実状に鑑み、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することができることとし、国又は地方公共団体が金融上の措置を講ずるとともに、当該事業の従事者についての就職のあっせん等の措置を講ずるよう努めることにより、業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与するため昭和 50 年に制定されました。

なお、合理化事業計画の策定は「できる規定」として規定されています。

- ・ 合理化事業計画の内容
  - (1) 事業の転換のための援助 → 転換先業務の提供
  - (2) 転廃交付金の交付 → 合理化のため廃止する車両への補償金の交付
  - (3) 職業訓練の実施、就職のあっせん → 転換先業務に必要な資格等の習得
  - (4) その他自治体独自の対策

### 2 法律の概要



①申請 市町村は、下水道の整備等の見直し、し尿の要処理量の見直し等を参考に、し尿処理業者等の事業転換に関する計画を含めた5か年程度の合理化事業計画を策定し、都道府県知事に申請

②承認 都道府県知事は、合理化事業計画が適切であると認めるときに承認

③実施 市町村は、合理化事業計画に従い、合理化事業を実施